

「令和2年7月豪雨」関係 のお知らせ

熊本県

**病院等の窓口負担免除措置は、令和3年12月末
をもって終了となります。**

- 災害救助法の適用市町村にお住まいで、下記の対象保険者に参加されており、次の①～⑤のいずれかに該当する方に対して行われている医療機関、介護サービス事業所等での窓口負担免除措置は、令和3年12月31日をもって終了します。

上記の免除措置終了に伴い、令和4年1月1日以降は、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について、支払いが必要となりますので、お知らせします。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

国民健康保険・介護保険(八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町)
熊本県医師国保組合、熊本県歯科医師国保組合、熊本県後期高齢者医療広域連合

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

